

4月から

市の組織・庁舎内の配置が一部変わります

広報2月号でお知らせしたとおり、4月から市役所の組織・機構の一部が変わります。

19年度と20年度の2カ年で、課を5減、管理職ポストを7減、課長補佐ポストを4減、担当の再編で19人を減員します。このため、市庁舎内の配置が一部変わりますので、次に掲げた課をご利用される際には、課の配置などをよく確認されたうえお越しください。

4月からの変更

基盤整備課の新設

将来に向けての新たなまちづくりを集約的、効率的に推進するため、道路河川課、都市整備課、建築住宅課を統合し、基盤整備課を新設します。

担当は、道路・河川担当、管理担当、都市計画担当、建築・住宅担当の4担当になります。

商工観光担当の新設

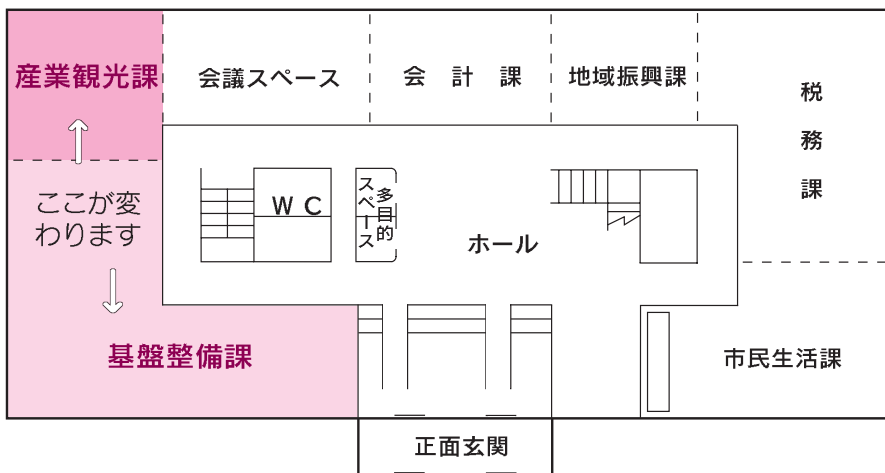
地域産業の更なる発展や、誘致企業対策などの振興策を効率的かつ効果的に推進するため、産業観光課の商工振興担当と観光振興担当を統合し、商工観光担当を新設します。

課名の変更

事務事業の内容を的確に表現するため、次のように課名を変更します。

- ◎財政課→財務経営課
- ◎消防課→消防防災課
- ◎生涯学習課→学びのまちづくり課

庁舎1階配置図



富士・東部保健福祉事務所(富士・東部保健所)

高病原性鳥インフルエンザについて

現在、高病原性鳥インフルエンザの発生が世界的な広がりをみせており、我が国でも強毒タイプ(H5N1)の鳥インフルエンザが一部地域で発生しています。

高病原性鳥インフルエンザのヒトへの感染事例については、東南アジアなどで感染した鳥類と密接に接触することによる感染事例が報告されています。

しかし、鳥インフルエンザウイルスは熱に弱いいため、十分な加熱調理をすることで、食品を介してヒトに感染する可能性は、現時点ではないものと考えられています。実際、食品(鶏卵、鶏肉)を食べることによって、ヒトに感染した事例は世界的にも報告されておりません。

県内においては、現時点において発生はしていませんが、県では高病原性鳥インフルエンザの情報を、県ホームページの各所属のページ(福祉保健部健康増進課)に「新型インフルエンザ対策」で提供していますので参考にしてください。

問合せ 地域保健課

☎0555(24)9035

狂犬病予防注射について

犬の所有者は、飼育している犬に年1回の狂犬病予防注射を受けさせなければなりません。では、なぜ予防注射の接種が必要なのでしょう。

現在、日本において犬の狂犬病は、何十年も発生していません。しかし、海外では毎年狂犬病により数万人もの命がうばわれています。日本人では昨年11月と12月に、フィリピンで狂犬病の犬に咬まれたことが原因で2人の方が亡くなっています。狂犬病は、人や犬など全ての哺乳類に感染することが知られており、発症すると100%死亡する恐ろしい病気です。

もし万が一狂犬病の犬が日本に入ってきたら、どうなるでしょう。その犬が、他の犬を咬み、さらに人を咬んだりして日本国内に流行する可能性があります。流行を防ぐために、犬に対して狂犬病予防注射の接種が必要です。

今年も4月から、各市町村で集合注射が行われます。日程などは広報などで確認してください。年1回、必ず予防注射を受けさせましょう。

問合せ 衛生課

☎0555(24)9033